

## 障害者控除対象者認定書の対象者について

次の条件に該当する方へ、確定申告や住民税申告等で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を発行いたします。認定は、障害者控除の適用を受ける年の12月31日（基準日）時点における要介護度、身体状況等に基づき行います。

※身体障害者手帳等の交付を受けている方は手続き不要です。

※障害者控除の適用を受ける年の途中でお亡くなりになった場合は、お亡くなりになった日が基準日となります。

### 障害者控除対象者認定書発行の対象となる方

次の①～③のいずれかに該当し、④～⑥のすべてに該当する方

- ①基準日時点で要支援1～2又は要介護1～5の認定を受けている方。
- ②要介護認定を受けている方で、障害者控除の適用を受ける年に小山町外へ転出し、転出先の市町村で基準日時点で要介護認定を受けていない方。
- ③基準日時点で、小山町に住民票はないが、小山町の介護保険被保険者の方。
- ④基準日時点で65歳以上の方。
- ⑤障害者手帳（身体・精神・療養手帳）等を持っていない方。
- ⑥身体又は認知症の状態が町で定めた基準（別紙）に該当する方。

## 障害者控除対象者認定の判断基準

区 分		判 断 基 準
障害者	(1) 知的障害者 (軽度・中度) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅱ」の者
	(2) 身体障害者 (3級～6級) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度により、「A」の者
特別障害者	(1) 知的障害者 (重度)に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度により、「Ⅲ」から「M」の者
	(2) 身体障害者 (1級、2級) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「B」又は「C」の者
	(3) ねたきり 高齢者	6か月以上臥床している者